

2026（R8）年3月期決算・税務の留意点

2026(R8)年3月期の税務・決算に影響のある、2025(R7)年度の税制改正及び 2026(R8)年度予定される税制改正のうち、3項目について改正内容の概要を紹介します。

賃上げ促進税制の改正(中小企業向け)

●教育訓練費の増加による10%上乗せ税額控除(来期廃止予定)

- 【適用要件】 ① 教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上
② 教育訓練費の増加割合の要件(5%)



社会的情勢により、各社において賃上げ対応を進め、併せて外部セミナー参加費や外部講師謝金等の教育訓練費を支出している企業も多いと想定されます。来期以降は上乗せ廃止になる予定ですので、当期中の教育訓練の実施状況を確認し、適用できるか検討してみてくださいは如何でしょうか。

●賃上げ促進税制の繰越控除制度の初回適用

令和6年度改正により、中小企業等は控除しきれなかった金額を5年間繰越しが可能になっております。前年度の繰越控除金額が発生している企業は、当期からその繰越控除額を利用することができます。

●全法人向け賃上げ促進税制(来期廃止予定)

全法人向け(主に大企業向け)の賃上げ促進税制は、2026(R8)年4月1日開始事業年度以降は廃止予定となっています。

リース会計における延払基準による処理の廃止

リース会計も多くの企業に定着してきていますが、従前認められていた「延払基準による処理」が今後適用できなくなります。原則2025(R7)年4月1日以降の取引は、リース会計基準に従い処理を行うこととなります(一部経過措置あり)。

延払基準による処理は、主にリース貸主に係る会計処理ですので、影響を受ける企業は少ないと想定されます。しかし、企業グループ内でリース取引を行う際に、従前処理を無条件に適用せず、取引内容・会計処理を再度しておき、意図せず延払基準処理を適用しないように留意ください。

税効果会計:防衛特別法人税の考慮

親会社の連結会計等に関連して、中小企業等であっても税効果会計を適用している企業では、2026(R8)年3月決算に適用する税効果会計の実効税率の計算において、2026(R8)年4月1日以降開始事業年度より適用となる「防衛特別法人税」を考慮する必要があります。

防衛特別法人税 = (基準法人税額 - 基礎控除額(500万円)) × 4%

その他:

多くの中小企業が適用している、法人税の軽減税率、中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制等はその制度内容が多少見直されていますが、概ね前期同様に適用できます。

今年度決算に限れば、税制改正による大きな影響はありません。しかし、翌年度の改正による影響を考慮して、決算予測・事業の実施可否を見極めながら、前倒し適用等できる事項があれば検討してみてくださいは如何でしょうか。

前倒しの適用等の際し、不適切な会計・税務処理にならないように十分確認して実施してください。

@3月の予定

3/10・2月分源泉所得税

・住民税の特別徴収税額納付期限

3/31・1月決算法人の確定申告

・4,7,10月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

